

国民健康保険・国民年金加入の手続きについて

- 加入の手続きは、社会保険等の資格喪失後14日以内に行ってください。
- 手続きが遅れた場合は、健康保険を喪失した日付に遡って加入するため、保険税も遡って課税されます。
- 加入の手続きに必要なもの
(持参していただくもの)

{	共通	<ul style="list-style-type: none"> • 印鑑 • 本人確認書類 (運転免許証など)
{	国保	<ul style="list-style-type: none"> • 健康保険等資格喪失証明書 (勤務先の様式でも可) • 個人番号カード、または通知カード (世帯主・届出者・加入者)
{	年金	<ul style="list-style-type: none"> • 年金手帳 • 雇用保険離職票、雇用保険受給資格者証

ご不明な点があれば、下記までご連絡ください。

粕屋町役場 総合窓口課 国保年金係
TEL : 092-938-2311
内線 : 447、442

事業所記入欄	健康保険等資格喪失 (否認) 証明書					
被保険者証 (組合員証)	記号		番号			
被保険者 (組合員)	住所					
	氏名					
	基礎年金番号					
※ 被保険者も資格喪失した場合、被保険者の氏名も資格喪失者欄に記入して下さい。						
資格喪失者	氏名	続柄	性別	生年月日	資格取得年月日 資格喪失年月日	資格喪失の理由 (必ず記入して下さい)
			男・女	昭 平	1. 退職 (年 月 日退職) 2. 被保険者死亡 3. 扶養非該当 (理由) 4. その他 (理由)
			男・女	昭 平	
			男・女	昭 平	
			男・女	昭 平	
		男・女	昭 平		
上記のとおり相違ないことを証明します。						
平成 年 月 日 保 険 者 所在地 (又は事業所) 名 称 電 話 代 表 者						
						⑩

(注) 資格喪失年月日は退職した日の翌日となります。

(粕屋町国保)